

○南城市体育施設条例施行規則

平成18年1月1日  
教育委員会規則第32号

改正 平成18年10月17日教委規則第37号

平成20年2月29日教委規則第2号

平成22年4月1日教委規則第4号

平成22年12月22日教委規則第6号

令和3年3月29日教委規則第5号

令和3年9月28日教委規則第7号

令和4年3月29日教委規則第3—3号

令和5年5月29日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市体育施設条例（平成18年南城市条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 体育施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、南城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、その時間を変更することができる。

(平20教委規則2・一部改正)

(休館日)

第3条 体育施設の休館（場）日は、次の各号のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、全部又は一部を開場することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで。
- (2) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合も休館（場）日とする。）
- (3) 天災、地変等の事由により、施設を利用することができない日
- (4) その他教育委員会が施設の管理運営上必要であると認めた日で、あらかじめ臨時の休館（場）日として掲示した日

(平20教委規則2・令5教委規則9・一部改正)

(申請)

第4条 条例第3条の規定により、体育施設の利用許可を受けようとする者（以下「利用者」

という。)は、体育施設利用許可申請書(様式第1号)を利用する日の5日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会において、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者は、券売機の利用券の提示をもって申請を省略することができる。
- 3 体育施設の特別設備等を利用しようとするときは、利用許可申請書に必要な資料を添えて教育委員会に提出し、その調整を行わなければならない。

(平20教委規則2・令3教委規則5・一部改正)

(許可)

第5条 教育委員会は、前条の規定により、利用許可申請書が提出されたときは、必要な事項を審査し、相当と認める者に対し、体育施設利用許可証(様式第2号)を交付する。

- 2 利用者が券売機を利用したときは、券売機の利用券の受領をもって許可したものとする。

(平20教委規則2・令3教委規則5・一部改正)

(使用料の納付)

第6条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。

(令3教委規則5・一部改正)

(利用時間の計算及び延長)

第6条の2 利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

- 2 利用者は、許可なく利用時間を延長することはできない。
- 3 利用者は、利用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る使用料を納付しなければならない。

(平20教委規則2・追加)

(利用者の義務)

第7条 利用者は、施設を利用する際において、交付された体育施設利用許可証又は券売機の利用券を管理人に提示しなければならない。

- 2 体育施設の設備及び備品等を利用するときは、管理人の許可を受け、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の許可を受けた利用者は、利用許可の目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平20教委規則2・令3教委規則5・一部改正)

(禁止事項)

第8条 利用者は、体育施設内において、許可を受けずに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の行為をすること。
- (2) 火気を使用し、又は喫煙すること。
- (3) 飲酒すること。
- (4) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) くぎ類等を使用すること。
- (6) 動植物を持ち込むこと。
- (7) その他教育委員会が管理運営上、指示したこと。

(平20教委規則2・一部改正)

(参集者の制限)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する者を参集させてはならない。

- (1) 伝染性の疾患のある者、又は施設の秩序を乱す恐れのある者
- (2) 他人に危害を及ぼす者、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 酒に酔っていると認められる者
- (4) 危険な遊戯をする者
- (5) 管理運営上必要な指示に従わない者

(平20教委規則2・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、体育施設の利用を終えたとき、又は利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復し、管理人の点検を受けなければならない。

2 利用者は、体育施設の秩序を保つため必要な整理人を置くよう指示されたときは、整理人を置かなければならない。

3 利用者は、施設及び備品等をき損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(平20教委規則2・一部改正)

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により施設及び設備等をき損し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

らない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平20教委規則2・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、減額し、又は免除することができる。

- (1) 市内の社会教育関係団体が主催する行事のため利用するとき 免除
- (2) 市が主催又は共催する行事のため利用するとき 免除
- (3) 南城市体育協会が事業目的のため利用するとき 免除
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者、療育手帳の交付を受けている者及びその引率者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用するとき 免除
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 免除又は減額

2 使用料の減額を行う場合は、100分の50以内の額とする。

3 使用料の減免は、照明使用料、付属設備使用料及び備品使用料については適用しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(平20教委規則2・令3教委規則5・令4教委規則3—3・一部改正)

(使用料の減免申請)

第13条 利用者は、使用料の減免を受けようとする場合は、体育施設使用料減免申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(平20教委規則2・全改)

(使用料の還付)

第14条 使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災、地変等許可を受けた者の責任によらない事由により利用することができなくなったとき。
- (2) 許可を受けた者が利用の前日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他教育委員会が相当な事由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(様式第5号)に、領収書等の必要な書類を添付し教育委員会に提出しなければならない。

(平20教委規則2・全改、令3教委規則5・一部改正)

(利用の取消し等)

第15条 利用者は、体育施設の利用を取り消し、又は変更しようとするときは、利用の許可を受けた日の5日前までに体育施設(取消・変更)届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(平20教委規則2・令3教委規則5・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合の読み替え)

第16条 条例第10条第2項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合は、第2条から第5条、第8条及び第10条から第15条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から第5号様式までの様式中「南城市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、指定管理者は、第2条及び第3条の利用時間、休館日を変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 条例第10条第2項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させるときは、第6条及び第12条から第14条、並びに様式第2号、様式第3号及び様式第5号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(令3教委規則5・追加)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平20教委規則2・一部改正、令3教委規則5・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町立体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成11年佐敷町教育委員会規則第1号)、佐敷町営新開球場の設置及び管理条例施行規則(昭和61年佐敷町教育委員会規則第2号)、知念勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和57年知念村規則第3号)、知念村運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和59年知念村規則第1号)、玉城村立国民運動場管理規則(昭和57年玉城村教育委員会規則第2号)又は大里勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和55年大里村規則第2号)の規定によりなされた処

分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月17日教委規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日教委規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日教委規則第7号）

（施行期日）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日教委規則第3—3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月29日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平20教委規則2・全改、平22教委規則4・平22教委規則6・令3教委規則5・一部改正）

名称	利用時間
南城市さしきスポ・レクセンター	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで
南城市営新開球場	午前9時から午後9時まで ※多目的広場は、午前9時から午後9時まで
南城市佐敷勤労者体育センター	午前9時から午後10時まで
南城市知念児童屋内体育館	午前9時から午後10時まで
南城市久原児童屋内体育館	午前9時から午後10時まで
南城市志喜屋漁港多目的広場	(1) 平日 午前9時から午後7時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで

南城市知念体育館	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで
南城市玉城野球場	(1) 平日、土曜日、日曜日 午前9時から午後10時まで (2) 慰霊の日及び国民の祝日 午前9時から午後5時まで
南城市陸上競技場	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで
南城市玉城庭球場	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで
南城市玉城総合体育館	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで
南城市知念屋外庭球場	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで
南城市知念屋外運動場	(1) 平日 午前9時から午後10時まで (2) 休日 午前9時から午後5時まで

※休日とは、土曜日、日曜日、慰霊の日（6月23日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のことである。

様式第1号(第4条関係)

体育施設利用許可申請書

		年 月 日	
所属団体名 住 所 申 請 者 氏 名 (電 話 )			
		南城市教育委員会 殿	
次のとおり体育施設を利用したいので許可して下さるよう申請します。			
利 用 施 設			
利 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	
利 用 目 的			
人 員 及 び 対 象			
利 用 備 品 等			
特 別 設 備 等			
※使 用 料	収 納	月 日	

※印の欄は記入しないでください。  
◎様式第2号と複写で使用すること。



様式第2号(第5条関係)

体 育 施 設 利 用 許 可 証

年 月 日	
所属団体名 住 所 申 請 者 氏 名	様
南城市教育委員会 印	
次のとおり体育施設の利用を許可する。	
利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日から 時 分から 年 月 日まで 日 まで 時 分まで
利 用 目 的	
人 員 及 び 対 象	
利 用 備 品 等	
特 別 設 備 等	
※使 用 料	
許 可 条 件	1 許可を受けないで、物品の販売をしないこと。 2 許可を受けないで、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。 3 飲酒しないこと。 4 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。 5 許可を受けないで、くぎ類を使用しないこと。 6 許可を受けないで、動植物を持ち込まないこと。 7 施設及び備品等をき損又は滅失したときは、直ちに教育委員会に報告すること。 8 管理人の指示に従うこと。

様式第3号(第13条関係)

体育施設使用料減免申請書

年 月 日

南城市教育委員会 殿

所属団体名  
住 所  
申 請 者  
氏 名

体育施設の使用料を(減額・免除)して下さるよう申請します。

使用料の減額・免除の理由

許可条件

年 月 日

- 1 体育施設の使用料を(減額・免除)する。
- 2 照明使用料、付属設備使用料を(減額・免除)する。
- 3 その他( )

南城市教育委員会 教育長



様式第4号(第15条関係)

体 育 施 設 ( 取 消 ・ 変 更 ) 届

年 月 日

南城市教育委員会 殿

所属団体名  
住 所  
申 請 者  
氏 名  
(電話 )

年 月 日第 号をもって体育施設利用許可を受けましたが、次の理由により取り消したいので届けます。

(理 由)

様式第5号(第14条関係)

体育施設使用料還付申請書

南城市教育委員会 殿		年 月 日	
申請者		所属団体名	
		住 所	
		氏 名	印
		電 話 番 号	
次の施設の使用料を還付して下さるよう申請します。			
利 用 施 設			
利 用 日 時	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	
還 付 理 由			
還 付 金 額	円		
還 付 方 法	1 振 込 銀行名 _____ 支店名 _____ 預金種別 普通 ・ 当座 _____ 口座番号 _____ ふりがな 口座名義 _____ 2 現 金		

様式第1号（第4条関係）

（令3教委規則7・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平20教委規則2・一部改正）

様式第3号（第13条関係）

（平20教委規則2・令3教委規則7・一部改正）

様式第4号（第15条関係）

（平20教委規則2・令3教委規則7・一部改正）

様式第5号（第14条関係）

（令3教委規則5・追加）